

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和4年3月25日
環境省大臣官房環境経済課

令和4年3月3日（木）から同年3月15日（火）まで、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集（パブリックコメント）を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- 募集期間：令和4年3月3日（木）～同年3月15日（火）
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送、ファックス、電子メール

2. 御意見の件数

- ・意見提出者数：2名
- ・意見の延べ総数：5件

3. お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

4. 本件に関する問合せ先

環境省大臣官房環境経済課
電話：03-5521-8324

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。

※意見の概要に記載された内容は、基本的に頂いた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

政令案の考え方に対する意見 1件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
1	「特定事業者」の具体的対象の選定の際に勘案する事項のうち「国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）の施行に伴う国立大学法人の統合その他の事由」について、「その他の事由」の内容をご教授いただきたい。	1件	環境報告書の普及を図るために国に準ずる形でモデルとして率先して行動してもらうという特定事業者への環境報告書の作成・公表義務の趣旨に鑑みて、特定事業者の選定の要件を設定しております。

その他意見4件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
2	本改正案において「特定事業者」として新たに追加しようとする法人（国立大学法人を除く）、「特定事業者」から削除しようとする法人は、「国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）の施行に伴う国立大学法人の統合」とは関係なく、また施行時期が多少ずれても特定事業者が環境報告書を作成しないことはまず考えられないこと等から、「30日を下回る意見提出期間を設定」する必要性は認められない。	3件	本政令案の内容の一部は、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）によって新たに設立される法人を指定するものであり同法案の施行と同時に本政令案も施行することが必要であること、「特定事業者」には環境配慮促進法の規定により、事業年度ごとに環境報告書の作成等の義務が課されることを踏まえ、行政手続法（平成5年法律第88号）第40条第1項の規定に基づき、30日を下回る意見提出期間を設定し、意見の募集を行うとしたものです。

3	<p>パブリック・コメントの公募 に際しては、e-Gov パブリック・コメントの案件のページ において、Word 文書ではなく PDF での掲載を行うべきで ある。</p>	1 件	-
---	---	-----	---